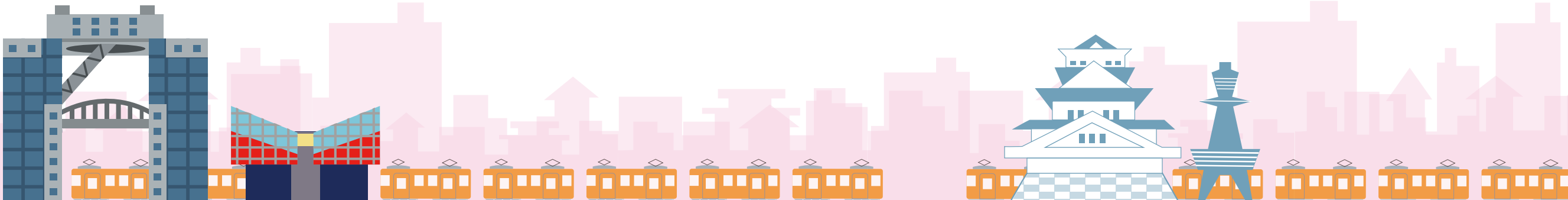


区政の推進  身近な区のまちづくりのために！ 市民局 区行政制度担当 Tel.06-6208-7324 Fax.06-6202-7073	こどもの貧困対策の推進  生まれ育った環境に左右されないこどもの未来のために！ こども青少年局 総務課 Tel.06-6208-8175 Fax.06-6202-7020	大阪パビリオン  大阪・関西万博での地元パビリオン出展のために！ 万博推進局 出展部 出展課 Tel.06-6690-7212 Fax.06-6690-7805	大阪城の魅力向上  豊臣秀吉が築いた初代大坂城の石垣の公開に向けて！ 経済戦略局 観光課 Tel.06-6469-5164 Fax.06-6469-3896	芸術・文化団体支援  ひとりひとりの思いを芸術・文化団体の活動支援に！ 経済戦略局 文化課 Tel.06-6469-5174 Fax.06-6469-3897	こども本の森 中之島  子どもたちが本や芸術文化を通じて創造力を養うために！ 経済戦略局 文化課 Tel.06-6469-3890 Fax.06-6469-3897	商店街の振興  商店街の活性化のために！ 経済戦略局 産業振興課 Tel.06-6615-3781 Fax.06-6614-0190	大阪公立大学振興  大阪公立大学の教育・研究・地域貢献の充実のために！ 経済戦略局 大学支援担当 Tel.06-6615-3778 Fax.06-6614-0150	
								うめきたのみどりの充実  うめきたにすてきなみどりを つくり・育てるために！ 建設局 公園緑化部 調整課 Tel.06-6469-3819 Fax.06-6469-3895
動物愛護の推進  犬猫の理由なき殺処分ゼロを目指して！ 健康局 生活衛生課 Tel.06-6208-9996 Fax.06-6202-6967	こども青少年関係  こどもたちの健やかな成長と 充実した日々のために！ こども青少年局 総務課 Tel.06-6208-8175 Fax.06-6202-7020	教育関係  こどもたちの教育環境の 充実に！ 教育委員会事務局 総務課 Tel.06-6208-9079 Fax.06-6202-7052	経済振興関係  大阪の中堅・中小企業の 積極的な支援に！ 経済戦略局 産業振興課 Tel.06-6615-3761 Fax.06-6614-0190	スポーツ振興関係  スポーツの楽しさあふれる まちに！ 経済戦略局 スポーツ課 Tel.06-6469-3863 Fax.06-6469-3898	国際交流関係  市民の皆さんによる国際交流 や外国人の皆さんの支援に！ 経済戦略局 国際担当 Tel.06-6615-3741 Fax.06-6615-7433	市民活動支援  地域・社会の課題解決に取り組む 団体の活動を支援しよう！ 市民局 地域力担当 Tel.06-6208-9834 Fax.06-6202-7073	雇用施策関係  就職に向けた支援が必要な人 に対する取り組みの充実に！ 市民局 雇用女性活躍推進課 Tel.06-6208-7351 Fax.06-6202-7073	
男女共同参画関係  男女が共にいきいきと活躍 できる社会に！ 市民局 男女共同参画課 Tel.06-6208-9156 Fax.06-6202-7073	駐車対策関係  めいわく駐車のないまちに！ 計画調整局 交通政策課 Tel.06-6208-7842 Fax.06-6231-3751	福祉関係  自分らしく安心して暮らし 続ける事ができるまちに！ 福祉局 総務課 Tel.06-6208-9912 Fax.06-6202-6961	環境保全関係  市民の皆さんの環境学習や 温暖化対策の充実に！ 環境局 環境施策課 Tel.06-6630-3482 Fax.06-6630-3580	花と緑のまちづくり  花と緑でいっぱいのお阪の まちづくりに！ 建設局 公園緑化部 調整課 Tel.06-6469-3853 Fax.06-6469-3895	大阪港振興関係  市民の皆さんに親しまれる 大阪港の振興に！ 大阪港湾局 経営改革課 Tel.06-6615-7711 Fax.06-6615-7719	消防関係  火災予防の普及啓発事業など、 消防施策の充実に！ 消防局 総務課 Tel.06-4393-6027 Fax.06-6582-2864	元気づくり大阪  魅力にあふれた活力 あるまちに！ 政策企画室 政策企画担当 Tel.06-6208-9722 Fax.06-6202-5620	

ふるさと寄附金とは

生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで、住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。いただいた寄附は、お気持ちに沿ったさまざまな取組みに活用させていただきます。
※大阪市では「ふるさと納税」が自治体に対する寄附であることから「ふるさと寄附金」と呼んでいます。

【モデルケース】年収500万円の給与所得者が、配偶者とこども2人（大学生・高校生）を扶養している場合

10,000 円を寄附 **翌年度の住民税等（※）の実質負担額が2,000円となるため、8,000 円が減額されます。**

※ 確定申告を行う場合は所得税と住民税から、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税から減額されます。
住民税等から減額される額は、個人の所得金額や所得控除額（扶養控除や社会保険料控除など）、寄附金額によって異なります。
詳しくはお住まいの市区町村までお問合せください。
大阪市にお住まいの方は、1月1日にお住まいの下記の市税事務所までお問い合わせください。

大阪市 市税事務所

梅 田（北区・西淀川区・淀川区・東淀川区）……………**TEL 06-4797-2953**

京 橋（都島区・旭区・城東区・鶴見区）……………**TEL 06-4801-2953**

弁天町（福島区・此花区・西区・港区・大正区）……………**TEL 06-4395-2953**

なんば（中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区）……………**TEL 06-4397-2953**

あべの（阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区）………**TEL 06-4396-2953**



寄附金(税額)控除を受けるには手続きが必要です

【所得税の確定申告を行う場合】

1月1日～12月31日に支払った寄附金は、翌年に確定申告を行うことにより、寄附金(税額)控除の適用を受けることができます。確定申告には、大阪市からお送りする寄附金の受領書が必要となりますので、寄附金の受領書は大切に保管してください。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度（※）を利用される場合】

本特例制度の利用を希望される場合は、寄附金支払い後、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー法に基づく本人確認のために必要な書類を添付の上、大阪市あて申請いただく必要があります。
ワンストップ特例申請書は、寄附のお手続きを完了いただくと、後日大阪市から送付させていただきます。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について
確定申告が不要な給与所得者等について、1年間のふるさと納税先が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金税額控除を受けられる特例制度です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお問合せ 政策企画室 政策企画担当 TEL 06-6208-9722